

第6章 計画の推進体制

1. それぞれの役割

本市のあるべき姿を実現するため、市民・事業者・行政は共通の認識、意識を持ってそれぞれの役割を果たし、環境問題に協働して取り組む必要があります。

(1) 市 民

環境に対する意識を高め、できることから積極的に環境に配慮した取組みを実施します。

(2) 事業者

環境に対する意識を高め、環境に負荷のかからない商品やサービスを取り入れるなどの事業活動を実施します。

(3) 行 政

行政は、率先して環境に配慮した取組みを実施します。

2. 行動計画の策定

第3次計画を着実に推進するための実施計画として、環境保全行動計画を策定します。環境保全行動計画には、本市の環境像、環境目標を実現するための行政施策・事業の具体的内容や担当課、実施時期を示すとともに、市民や事業者に取り組んでほしい行動を記載します。また、特に推進すべき取組みを重点プロジェクトとして設定します。

3. 推進体制

(1) 推進組織

第3次計画の取組みを着実に実行し目標を達成するため、市民、事業者、行政が協働した推進体制で施策に取り組めます。

① 庁内組織

<直方市環境推進委員会> (直方市環境推進委員会設置要綱に基づく組織)

直方市環境推進委員会は、庁内関係各課で構成し、環境基本計画及びそれを実施するための行動計画（＝環境保全行動計画）の策定、進行管理等を行うための組織です。環境基本計画策定時にその内容を協議・調整するとともに、行動計画を策定し、その進捗状況を取りまとめます。また、外部評価の結果を受けた見直しを行う場合は、検討調整を行います。

② 協働の体制

<市民、事業者とのパートナーシップ>

本市内では、個人から団体まで、様々な環境活動が行われています。こうした地域の環境活動への参加の促進や環境情報の共有化などを通じて、市民・事業者・行政の協働体制を強化し、効果的かつ効率的に取組みを進めていきます。

③ 外部評価体制

<直方市環境審議会> (直方市環境審議会設置条例に基づく組織)

直方市環境審議会は、学識者、市議会議員、関係行政機関、団体代表、市民で構成し、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するための組織です。環境基本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された取組みの実施状況について、総合的に評価し、改善点などを提言する役割を担います。

(2) 広域的な協力体制

市の施策の推進にあたり、近隣市町との連携が必要とされた場合には、連絡・調整を行い取組みを進めるとともに、さらに広域的な取組みの場合は、国や福岡県と連携して取組みを進めていきます。

